

## 大腸菌数の環境基準値設定について

### 1 大腸菌の環境基準化について

#### (1) 経緯

環境基準設定当時（昭和 46 年）の培養技術では大腸菌のみを簡便に検出する技術はなかったことから、比較的容易に測定できる大腸菌群数が生活環境項目環境基準に採用された。しかし、今日では、簡便な大腸菌の培養技術が確立されたことから、生活環境項目環境基準の大腸菌群数を大腸菌数へ見直すことについて、令和 3 年 10 月 7 日に環境省水・大気環境局長より改正通知が発出された。

#### (2) 環境基準

資料 1 - 3 参考①のとおり

#### (3) その他

環境基準の利用目的の適応性に水産が示されている類型があるが、現時点で大腸菌数の水産への影響について整理された知見はないことから、水産利用の観点から大腸菌数の環境基準値の検討は行っていない。よって、水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級を利用目的とする地点については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。

### 2 県内の環境基準値の設定について

基準値は、**現行の類型区分**とその**利用目的の適応性**に基づき設定されていることから、新たに類型を当てはめるものではなく、現在の類型に対し、環境基準値を設定する。

当県の環境基準値は別紙のとおりとする。



## 大腸菌数の環境基準値

## 【河川】

水系・水域	水域の範囲	類型	達成期間	利用目的	大腸菌数環境基準	指定年月日	指定機関
気仙沼湾	大川上流（館山大橋より上流岩手県境まで）	A	イ	水道2級、水産2級	300	S47.4.28	県
	大川下流（館山大橋より下流（神山川を含む））	B	イ	水産2級、環境保全	1,000	”	”
	鹿折川上流（金山橋より上流（流入する支川を含む））	A	イ	水道2級	300	S54.3.30	”
	鹿折川下流（金山橋より下流（流入する支川を含む））	B	イ	環境保全	1,000	”	”
	面瀬川全域（流入する支川を含む）	C	イ	環境保全	—	”	”
八幡川	八幡川上流（南三陸町上水道取水地点より上流（流入する支川を含む））	A	イ	水道2級、水産2級、環境保全	300	”	”
	八幡川下流（南三陸町上水道取水地点より下流（流入する支川を含む））	B	イ	水産2級、環境保全	1,000	”	”
津谷川	津谷川上流（花見橋より上流岩手県境まで）	A	イ	水道2級、農業用水	300	S49.4.30	”
	津谷川下流（花見橋より下流（流入する支川を含む））	B	ロ	水産2級、農業用水	1,000	”	”
金流川	金流川上流（岩手県境から上流（流入する支川を含む））	A	イ	農業用水、環境保全	300	H4.4.1	”
有馬川	有馬川上流（岩手県境から上流（流入する支川を含む））	A	イ	農業用水、環境保全	300	H11.5.7	”
北上川	北上川(4)（和賀川合流点より下流）	A	イ	水道2級	300	S48.3.31	国
	旧北上川上流（北上川分岐点より天王橋までの本川及び支川（迫川、江合川を除く））	A	イ	水道2級、工業用水1級、水産2級、農業用水	300	S48.5.29	県
	旧北上川下流（天王橋から下流（流入する支川を含む））	B	ロ	水産2級、農業用水	1000	”	”
	迫川上流（迫川上流（花山ダム流入口より上流）、二迫川上流（中山橋より上流）、及び三迫川上流（栗駒ダム流入口より上流））	A A	イ	自然環境保全	20	S47.4.28	”
	迫川中流（夏川合流点より上流の迫川、二迫川及び三迫川（流入する支川を含む））	A	イ	水道2級、工業用水1級、農業用水	300	”	”
	迫川下流（夏川合流点から北上川合流点まで（流入する支川を含む。ただし、伊豆沼全域（内沼を含む）及び長沼全域に係る部分を除く。））	B	イ	水産3級、農業用水	1,000	”	”
	江合川上流（鳴子ダム流入口より上流）	A A	イ	自然環境保全	20	”	”
	江合川中流（鳴子ダム流出口より桜の目橋まで（流入する支川を含む））	A	イ	水道2級、水産2級、農業用水	300	”	”
	江合川下流（桜の目橋より北上川合流点まで（支川を含み新江合川を除く））	B	ロ	水産2級、農業用水	1,000	”	”
	出来川全域	C	ハ	水産3級	—	”	”
	大崎市（平成18年3月30日における古川市の区域に限る。）内河川全域	C	ハ	農業用水	—	”	”
定川	定川全域	C	イ	水産3級、農業用水	—	”	”
鳴瀬川	鳴瀬川上流（筒砂子川合流点より上流（流入する支川を含む。ただし、漆沢ダム全域に係る部分を除く。））	A A	イ	自然環境保全、水道1級、農業用水	20	”	”
	鳴瀬川中流（筒砂子川合流点から大崎市鹿島台木間塚地内大崎市上水道取水地点まで（流入する支川を含む））	A	イ	水道2級、水産1級、農業用水	300	”	”
	鳴瀬川下流（大崎市鹿島台木間塚地内大崎市上水道取水地点より下流）	B	イ	農業用水	1,000	”	”
	吉田川上流（魚板橋から上流（流入する支川を含む。ただし、南川ダム全域に係る部分を除く））	A	イ	水道2級、水産2級、農業用水	300	S48.5.29	”
	吉田川下流（魚板橋から下流（流入する支川を含む））	B	ロ	水産2級、農業用水	1,000	”	”

水系・水域	水域の範囲	類型	達成期間	利用目的	大腸菌数環境基準	指定年月日	指定機関
松島湾	高城川（宮城郡松島町幡谷字蝦穴64番地の1より下流）	C	イ	水産・農業	－	S46.5.25	国
	鶴田川（伏越(サイホ)入口までの全域（流入する支川を含む））	C	イ	環境保全	－	H17.9.16 (S54.3.30告示)	県
	新町川（全域）	C	イ	環境保全	－	H17.9.16 (S46.5.25閣議決)	県
	砂押川上流（多賀城堰より上流）	C	イ	農業用水、環境保全	－	H17.9.16 (S46.5.25閣議決)	県
	砂押川下流（多賀城堰より下流）	C	イ	環境保全	－	H17.9.16 (S46.5.25閣議決)	県
	貞山運河（仙台塩釜港仙台地区と塩釜湾を結ぶ水路）	C	イ	水産3級、環境保全	－	H17.9.16 (S46.5.25閣議決)	県
七北田川	七北田川上流（七北田橋より上流（流入する支川を含む。ただし、七北田ダム全域に係る部分を除く。））	A	イ	水産3級、農業用水	300	S47.4.28	県
	七北田川中流（七北田橋より梅田川合流点まで）	B	ロ	水産3級、農業用水	1,000	〃	〃
	七北田川下流（梅田川合流点より下流）	C	ロ	農業用水	－	〃	〃
	梅田川（七北田川合流点より上流）	C	イ	環境保全	－	H17.9.16 (S45.9.1閣議決)	県
名取川	名取川上流（本砂金川合流点より上流及び釜房ダムに流入する支川を含む。ただし、釜房ダム全域に係る部分を除く。）	A A	イ	自然環境保全、水道1級、水産1級、農業用水	20	S47.4.28	県
	名取川中流（本砂金川合流点から笹川合流点まで（流入する支川を含む））	A	イ	水道2級、水産2級、農業用水	300	S47.4.28	〃
	名取川下流（笹川合流点より下流）	B	ロ	環境保全	1,000	〃	〃
	笹川全域	C	ロ	農業用水	－	〃	〃
	広瀬川(1)（鳴合橋より上流）	A	イ	農業用水、環境保全	300	S45.9.1	国
	広瀬川(2)（鳴合橋から名取川合流点まで）	B	ロ	農業用水、環境保全	1,000	〃	〃
	大倉川上流（大倉ダム流入口から上流（流入する支川を含む））	A A	イ	自然環境保全、水道1級、水産1級、農業用水	20	H4.4.1	県
大倉川下流（大倉ダム流出口から広瀬川合流点まで（流入する支川を含む））	A A	イ	水道1級、水産3級、	100	〃	〃	
名取市内	増田川上流（樽水ダム流入口より上流）	A	イ	水道2級、農業用水	300	S47.4.28	〃
	増田川中流（樽水ダム流出口から小山橋まで）	B	イ	農業用水	1,000	〃	〃
	増田川下流（小山橋より下流）	C	ロ	農業用水	－	〃	〃
	下堀用水路全域	C	イ	農業用水、環境保全	－	H17.9.16	〃
	川内沢川（流入する支川を含む）	B	ハ	農業用水	1,000	H4.4.1	〃
岩沼市内	五間堀川（宝橋から下流（流入する支川を含む））	C	ロ	農業用水	－	S48.5.29	〃
阿武隈川	阿武隈川中流(2)（五百川合流点から内川合流点まで）	B	ロ	農業用水、環境保全	1,000	S46.5.25	国
	阿武隈川下流（内川合流点より下流）	A	ロ	水道2級、農業用水	300	〃	〃
	白石川上流（川原子沢合流点より上流）	A A	イ	自然環境保全、水道2級、農業用水	20	〃	〃
	白石川下流（川原子沢合流点より下流）	A	イ	水道2級、農業用水	300	〃	〃
	荒川全域（白石川合流点まで（流入する支川を含む））	A	イ	水産2級、農業用水、環境保全	300	S54.3.30	県
	松川全域（白石川合流点まで（流入する支川を含む））	A	イ	水産2級、農業用水、環境保全	300	〃	〃
	斉川全域（白石川合流点まで（流入する支川を含む））	B	イ	農業用水、環境保全	1,000	〃	〃

【湖沼】

水域名	水域の範囲	類型	達成期間	利用目的	大腸菌数環境基準	指定年月日	指定機関
栗駒ダム	栗駒ダム全域	A A	イ	自然環境保全、水道2級	20	S47.4.28	県
花山ダム	花山ダム全域	A A	イ	自然環境保全、水道2級	20	〃	〃
鳴子ダム	鳴子ダム全域	A A	イ	自然環境保全、水道2級	20	〃	〃
漆沢ダム	漆沢ダム全域	A A	イ	自然環境保全、水道2級	20	〃	〃
釜房ダム	釜房ダム全域	A A	イ	自然環境保全、水道2級	20	〃	〃
樽水ダム	樽水ダム全域	A	イ	水道2級	300	〃	〃
伊豆沼	伊豆沼全域 (内沼を含む)	B	イ	水産3級、農業用水	—	S48.5.29	〃
長沼	長沼全域	B	イ	水産3級、農業用水	—	〃	〃
大倉ダム	大倉ダム全域	A A	ロ	水道1級、水産1級、工業用水1級、農業用水	100	〃	〃
七北田ダム	七北田ダム全域	A	イ	水道2級、環境保全	300	H8.5.7	〃
南川ダム	南川ダム全域	A	ハ	水道2級、水産2級、農業用水、環境保全	300	〃	〃
七ヶ宿ダム	七ヶ宿ダム全域	A	イ	水道2級、水産1級、農業用水	300	H12.5.19	〃

【海域】

水域名	水域の範囲	類型	達成期間	利用目的	大腸菌数環境基準	指定年月日	指定機関
気仙沼湾	気仙沼湾(乙)	B	イ	水産1級	—	S47.4.28	県
	気仙沼湾(丙)	A	イ	自然環境保全、水浴	20	〃	〃
志津川湾	志津川湾(甲)	B	イ	環境保全	—	S48.5.29	〃
	志津川湾(乙)	A	イ	水産1級	—	〃	〃
女川湾	女川湾(甲)	C	ロ	環境保全	—	S47.4.28	〃
	女川湾(乙)	B	イ	水産2級	—	〃	〃
	女川湾(丙)	A	イ	水産1級	—	〃	〃
鮎川湾	鮎川湾(甲)	B	イ	環境保全	—	S48.5.29	〃
	鮎川湾(乙)	A	イ	水産1級	—	〃	〃
石巻地先海域	石巻地先海域(甲1)	C	ロ	環境保全	—	S47.4.28	〃
	石巻地先海域(甲2)	C	ロ	環境保全	—	〃	〃
	石巻地先海域(乙1)	B	ロ	水産2級	—	〃	〃
	石巻地先海域(乙2)	B	ロ	水産2級	—	〃	〃
	石巻地先海域(乙3)	B	ロ	水産2級	—	〃	〃
	石巻地先海域(丙)※	A	イ	水産1級、水浴	300	〃	〃
松島湾	松島湾(甲)	C	ロ	環境保全	—	S46.5.25	国
	松島湾(乙)	B	ロ	水産2級	—	〃	〃
	松島湾(丙)	A	イ	自然環境保全	20	〃	〃
仙台港地先	仙台港地先海域(甲)	C	イ	環境保全	—	S47.4.28	県
	仙台港地先海域(乙)	B	イ	水産2級	—	〃	〃
	仙台港地先海域(丙)※	A	イ	水産1級、水浴	300	〃	〃
二の倉地先	二の倉地先海域(甲)	C	イ	環境保全	—	〃	〃
	二の倉地先海域(乙)	B	イ	水産2級	—	〃	〃
	二の倉地先海域(丙)	A	イ	水産1級	—	〃	〃
その他の全地先海域	その他の地先海域※	A	イ	水産1級、水浴	300	S48.5.29	〃

※この水域のうち、水産1級のみを利用目的とする環境基準点は、環境基準を適用しない。



## 大腸菌数の環境基準

## 【河川】

類型	利用目的の適応性	大腸菌数環境基準値 [90%水質値]
AA	自然環境保全	20 CFU/100mL以下
	水道 1 級 及びA以下の欄に掲げるもの	100 CFU/100mL以下
A	水道 2 級、水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	300 CFU/100mL以下
B	水道 3 級 及びC以下の欄に掲げるもの	1,000 CFU/100mL以下
C	工業用水 1 級 及びD以下の欄に掲げるもの	—
D	工業用水 2 級、農業用水 及びE以下の欄に掲げるもの	—
E	工業用水 3 級、環境保全	—

## 【湖沼】

類型	利用目的の適応性	大腸菌数環境基準値 [90%水質値]
AA	自然環境保全	20 CFU/100mL以下
	水道 1 級 及びA以下の欄に掲げるもの	100 CFU/100mL以下
A	水道 2 級、水浴	300 CFU/100mL以下
	水道 3 級 及びB以下の欄に掲げるもの	1,000 CFU/100mL以下
B	工業用水 1 級、農業用水 及びC以下の欄に掲げるもの	—
C	工業用水 2 級、環境保全	—

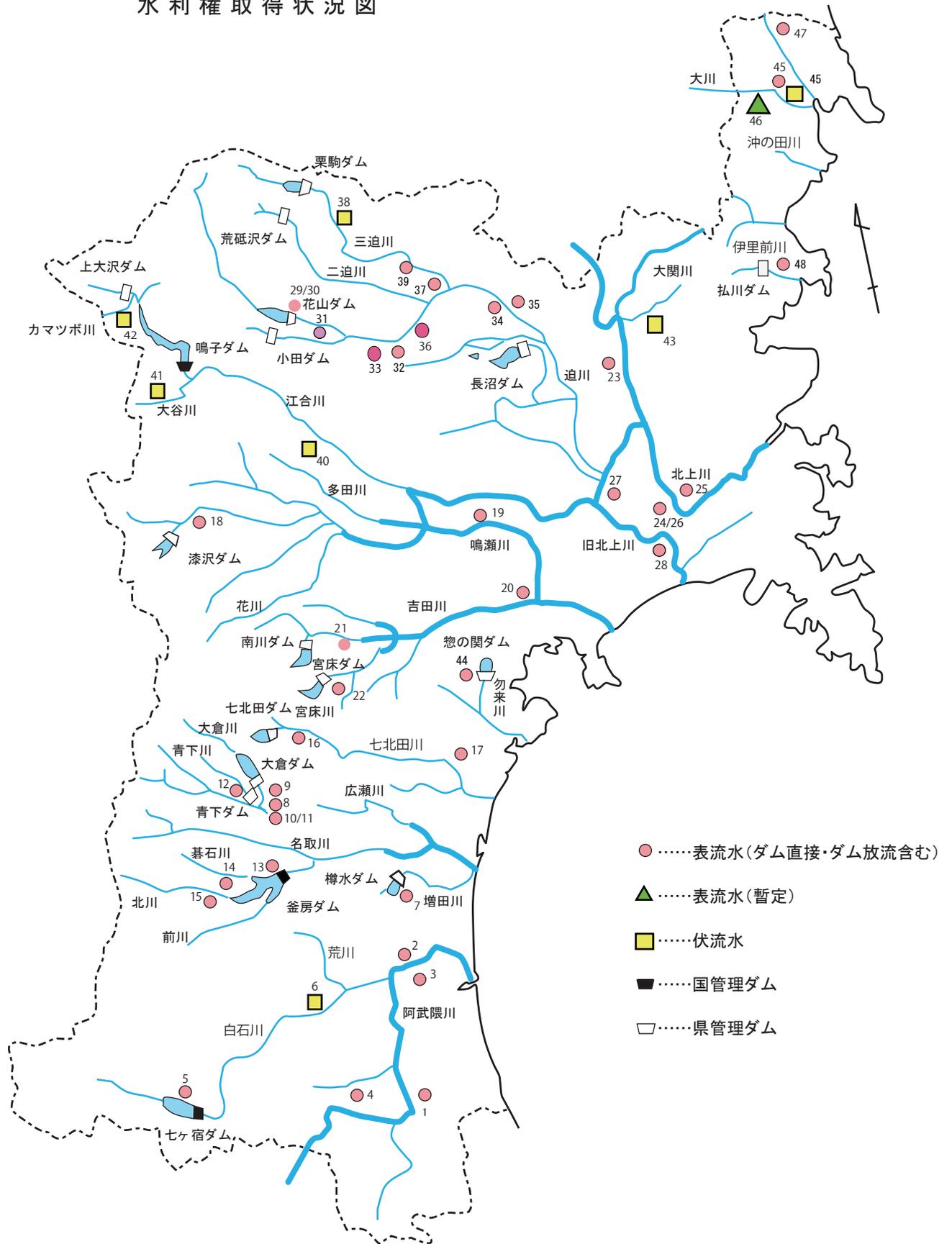
## 【海域】

類型	利用目的の適応性	大腸菌数環境基準値 [90%水質値]
A	自然環境保全	20 CFU/100mL以下
	水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	300 CFU/100mL以下
B	工業用水 及びC以下の欄に掲げるもの	—
C	環境保全	—

※水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。



水利権取得状況図



## 2 水利使用権取得状況

NO	水系名	河川名	取水場所			水利使用権者	
			位置	区間別	地番		
1	阿武隈川	阿武隈川	右岸	直轄区間	伊具郡丸森町小斎字川窪14番1地先（第2取水口）	角田市上水道	
2			左岸	直轄区間	岩沼市南長谷字宿1番地先	岩沼市上水道	
3			右岸	直轄区間	亶理郡亶理町逢隈田沢字堰下211番5地先	亶理町上水道	
4		小田川	左岸	指定区間	角田市小田字権原31番13地先（小田川取水口）	角田市上水道	
5		白石川	七ヶ宿ダム	直轄区間	刈田郡七ヶ宿町字大倉山31番地先	宮城県企業局 (仙南・仙塩広域水道)	
6			左岸	指定区間	柴田郡大河原町金ヶ瀬字上川原34-1, 36-1, 39-1	大河原町上水道	
7	名取川	増田川	右岸(樽水ダム)	指定区間	名取市高館川上字長畑72番3地先	名取市上水道	
8		大倉川	左岸	指定区間	仙台市青葉区芋沢字中田西9番7地先(国見取水口)	仙台市上水道	
9			右岸	指定区間	仙台市青葉区大倉字岩下14番5地先(熊ヶ根取水口)	仙台市上水道	
10			左岸	指定区間	仙台市青葉区芋沢字中田西29番1地先(中原取水口)	仙台市上水道	
11			左岸	指定区間	仙台市青葉区芋沢字中田西9番7地先	塩竈市上水道	
12			青下川	青下第1ダム	指定区間	仙台市青葉区大倉字大原新田12番1地先(青下取水口)	仙台市上水道
13		碁石川	釜房ダム	直轄区間	柴田郡川崎町大字小野字大平山9番1地先(釜房ダム取水口)	仙台市上水道	
14			右岸	直轄区間	柴田郡川崎町大字支倉字鍛冶谷山地先	川崎町上水道	
15			北川	右岸	直轄区間	柴田郡川崎町大字今宿字樺沢山1番地の3地先	川崎町上水道
16		七北田川	七北田川	右岸	指定区間	仙台市泉区福岡字二又14番地先	仙台市上水道
17			左岸	指定区間	多賀城市新田字西後14番地先	塩竈市上水道	
18	鳴瀬川	鳴瀬川	右岸	指定区間	加美郡加美町字水芋沢屋敷67番の2地先	宮城県企業局 (大崎広域水道)	
19			左岸	直轄区間	遠田郡美里町青生字水越52番地の5地先	美里町上水道 (旧小牛田町)	
20			右岸	直轄区間	大崎市鹿島台木間塚字新川12番3地先	松島町上水道	
21		吉田川	右岸	指定区間	黒川郡大和町吉田字麓北76番1地先	宮城県企業局 (大崎広域水道)	
22		宮床川	宮床ダム	指定区間	黒川郡大和町宮床字摺萩40番1地先(宮床ダム取水口)	仙台市上水道	

(令和2年3月31日現在)

許可水利使用権量		種類	許可権者	許可年月日	許可期限	水源種別	取水方法	備 考
1日当たり ( $\text{m}^3/\text{日}$ ) [R1実績]	毎秒当たり ( $\text{m}^3/\text{S}$ ) [R1実績]							
1,970 [1,457]	0.023 [0.017]	安定	整備局長	R2.7.1	R11.3.31	表流水	取水枠	
16,600 [12,496]	0.192 [0.192]	安定	整備局長	R2.6.30	R11.3.31	表流水	取水門	
4,000 [1,700]	0.0465 [0.0196]	安定	整備局長	R2.6.30	R11.3.31	表流水	取水塔	
2,880 [960]	0.033 [0.011]	安定	整備局長	R2.7.1	R11.3.31	表流水	取水堰	
240,400 [222,030]	2.783 [2.570]	安定	整備局長	R2.7.1	R11.3.31	七ヶ宿ダム直接	取水塔	
2,240 [2,238]	0.02592 [0.02590]	安定	県知事	H23.12.26	R3.3.31	伏流水	深井戸	
11,000 [9,167]	0.127 [0.1061]	安定	整備局長	R2.7.1	R11.3.31	樽水ダム直接	取水塔	
(4/21~9/10) 92,500 [88,171] (9/11~4/20) 85,000 [82,627]	(4/21~9/10) 1.071 [1.020] (9/11~4/20) 0.984 [0.956]	安定	整備局長	R2.7.1	R11.3.31	大倉ダム放流	取水門	
1,185 [333]	0.0137 [0.0039]	安定	整備局長	R2.7.1	R11.3.31	表流水	取水堰	
23,490 [22,700]	0.272 [0.263]	安定	整備局長	R2.7.1	R11.3.31	大倉ダム放流・ 表流水	取水門	
25,000 [20,596]	0.289 [0.2383]	安定	整備局長	R2.7.1	R11.3.31	表流水	取水門	
11,750 [10,430]	0.136 [0.121]	安定	整備局長	R2.7.1	R11.3.31	青下ダム直接	取水塔	
149,000 [141,400]	1.725 [1.637]	安定	整備局長	R2.7.1	R11.3.31	釜房ダム直接	取水塔	
731 [479]	0.0085 [0.0055]	安定	整備局長	H30.5.11	R9.3.31	表流水	取水堰	
4,269 [2,887]	0.0494 [0.0334]	安定	整備局長	H30.5.11	R9.3.31	表流水	取水堰	
32,800 [32,570]	0.38 [0.377]	安定	県知事	R2.7.28	R11.3.31	七北田ダム放流	取水堰	貯留権として55,000 $\text{m}^3/\text{日}$ 確保
13,000 [0]	0.15 [0]	安定	県知事	H30.12.27	R11.3.31	表流水	取水堰	貯留権として13,000 $\text{m}^3/\text{日}$ 確保
71,600 [67,270]	0.829 [0.779]	安定	整備局長	H25.1.7	R3.3.31	漆沢ダム放流	取水堰	
7,500 [4,200]	0.0868 [0.0486]	安定	整備局長	H25.1.7	R3.3.31	表流水	取水門	
3,500 [1,217]	0.041 [0.014]	安定	整備局長	H25.1.7	R3.3.31	漆沢ダム放流・ 表流水	取水門	
19,000 [21,832]	0.22 [0.253]	安定	整備局長	H25.1.7	R3.3.31	南川ダム放流	取水堰	許可水量以上の取水は、 台風19号被災によるもの (河川管理者に連絡済)
7,200 [6,010]	0.084 [0.070]	安定	整備局長	R2.7.1	R11.3.31	宮床ダム直接	取水塔	貯留権として10,000 $\text{m}^3/\text{日}$ 確保

N0	水系名	河川名	取水場所			水利使用権者	
			位置	区 間 別	地 番		
23	北上川	北上川	右岸	直轄区間	登米市登米町寺池道場4番1地先	登米市上水道	
24			右岸	直轄区間	石巻市成田字根岸山畑123番3地先	女川町上水道	
25			左岸	直轄区間	石巻市成田字馬寄場51番の2地先	石巻地方広域水道企業団	
26			右岸	直轄区間	石巻市成田字根岸山畑123番3地先	東北電力(株)	
27		旧北上川	左岸	直轄区間	石巻市桃生町神取字東反崎17番地の1地先	石巻地方広域水道企業団	
28			右岸	直轄区間	石巻市鹿又字内田192番地先	石巻地方広域水道企業団	
29		迫川	花山ダム	指定区間	栗原市一迫川口北合道1番8地先	細倉金属鉱業(株) (専用水道)	
30			花山ダム	指定区間	栗原市一迫大字川口北合道1番8地先	栗原市 (旧鶯沢町:鶯沢簡水)	
31			右岸	指定区間	栗原市一迫真坂字館下22番地先	栗原市 (旧一迫町:真坂簡水)	
32			右岸	指定区間	栗原市築館字左足下52番地の2地先(築館第1取水口)	栗原市上水道 (旧築館町)	
33			右岸	指定区間	栗原市築館字境田85-1番地先(築館第2取水口)	栗原市上水道 (旧築館町)	
34			右岸	指定区間	栗原市若柳字川南上堤181番地先(若柳取水口)	栗原市上水道 (旧若柳町)	
35			左岸	指定区間	栗原市若柳字川北大巻152番1地先	登米市上水道	
36			右岸	指定区間	栗原市築館字留場遠の木79番1地先(志波姫取水口)	栗原市上水道 (旧志波姫町)	
37			左岸	指定区間	栗原市金成姉歯不動前183番地1地先(第2取水口)	栗原市 (旧金成町:沢辺簡水)	
38			三迫川	左岸	指定区間	栗原市栗駒松倉字川原1番地先(栗駒取水口)	栗原市上水道 (旧栗駒町)
39		右岸		指定区間	栗原市金成沢辺館下29番地先(第1取水口)	栗原市 (旧金成町:沢辺簡水)	
40		江合川 (及び蛭 沢川)	右岸(江合川 右岸)	指定区間	大崎市岩出山下野目字川原72番地(第1取水口) 大崎市古川清水字成田川原9番地(第2取水口)	大崎市上水道 (旧古川市)	
41		大谷川	左岸	指定区間	大崎市鳴子温泉字星沼77番の2地先	大崎市上水道 (旧鳴子町)	
42		カマツボ 川及び上 大沢川	右岸(カ マツボ川 右岸)	指定区間	大崎市鳴子温泉鬼首字禿岳19-2番地内	大崎市 (旧鳴子町:鬼首簡水)	
43		大関川	左岸	指定区間	登米市東和町米谷字大嶺101番地の5	登米市上水道	
44		砂押川	勿来川	惣の関 ダム	指定区間	宮城郡利府町森郷字惣の関北18-3地先	利府町上水道
45		大川	大川	左岸	指定区間	気仙沼市館山2丁目15番地先(館山取水口)	気仙沼市上水道
46				右岸	指定区間	気仙沼市大林152番1地先(新月取水口)	気仙沼市上水道
47			八瀬川	左岸	指定区間	気仙沼市細尾165-1番地先	気仙沼市 (八瀬簡易水道)
48		伊里前川	伊里前川	左岸	指定区間	本吉郡南三陸町歌津字上沢2番地先	南三陸町上水道 (旧歌津町)

許可水利使用権量		種類	許可権者	許可年月日	許可期限	水源種別	取水方法	備 考
1日当たり ( $\text{m}^3/\text{日}$ ) [R1実績]	毎秒当たり ( $\text{m}^3/\text{S}$ ) [R1実績]							
31,300 [28,309]	0.362 [0.328]	安定	整備局長	H26.3.31	R6.3.31	表流水	取水塔	
6,000 [3,422]	0.069 [0.040]	安定	整備局長	H28.9.13	R8.3.31	表流水	取水塔	
7,450 [4,185]	0.086 [0.048]	安定	整備局長	H29.11.8	R8.3.31	表流水	取水塔	
6,000 [1,606]	0.069 [0.069]	安定	整備局長	H24.3.12	R3.3.31	表流水	取水塔	
4,950 [3,431]	0.057 [0.040]	安定	整備局長	H29.11.8	R8.3.31	表流水	取水門	
130,924 [70,230]	1.515 [0.813]	安定	整備局長	H29.11.8	R8.3.31	表流水	取水塔	
691.2 [462]	0.008 [0.0053]	安定	県知事	H27.3.30	R7.3.31	花山ダム直接	取水管渠	
1,123 [0]	0.013 [0]	安定	県知事	H27.3.30	R7.3.31	花山ダム直接	取水管渠	水源変更により未取水
1,531 [1,443]	0.0177 [0.0167]	安定	県知事	R2.3.31	R12.3.31	表流水	取水門	
5,000 [3,646]	0.0579 [0.0421]	安定	整備局長	R2.6.30	R11.3.31	表流水	取水門	
5,160 [2,815]	0.0597 [0.0325]	安定	整備局長	R2.6.30	R11.3.31	表流水	取水門	
9,920 [5,311]	0.1149 [0.0614]	安定	整備局長	R2.6.30	R11.3.31	表流水	取水門	
2,184 [1,256]	0.0253 [0.015]	安定	県知事	R2.4.1	R12.3.31	表流水	取水管渠	
3,136 [2,430]	0.0363 [0.0281]	安定	整備局長	R2.6.30	R11.3.31	表流水	取水門	
1,290 [1,265]	0.015 [0.0146]	安定	県知事	R2.3.30	R12.3.31	表流水	取水門	
4,154 [4,121]	0.048 [0.0476]	安定	整備局長	R2.6.30	R11.3.31	伏流水	集水埋渠	
1,190 [1,187]	0.0137 [0.0137]	安定	県知事	R2.3.30	R12.3.31	表流水	取水門	
20,000 [14,702]	0.232 [0.170]	安定	整備局長	H25.1.7	R3.3.31	伏流水	集水埋渠	
5,000 [3,600]	0.058 [0.042]	安定	整備局長	H25.1.7	R3.3.31	表流水	取水門	
1,019 [760]	0.0118 [0.0088]	安定	県知事	H26.3.31	R6.3.31	表流水	集水埋渠	
880 [566]	0.0102 [0.007]	安定	県知事	H23.12.28	R3.3.31	伏流水	浅井戸	
1,500 [0]	0.017 [0]	安定	県知事	H27.3.30	R7.3.31	惣の関ダム直接	取水塔	需要、水質の理由により取水時期検討中
(1/1~6/30及び 9/11~12/31) 20,000 (7/1~8/31) 23,100 (9/1~9/10) 22,100 [15,603]	(1/1~6/30及び 9/11~12/31) 0.231 (7/1~8/31) 0.267 (9/1~9/10) 0.256 [0.181]	安定	県知事	H24.5.22	R4.3.31	表流水	取水塔	期別取水(許可済)分は未取水(導水施設完成後取水予定)
5,000 [4,633]	0.058 [0.054]					伏流水	集水埋渠	表流水と同一許可
11,000 [7,934]	0.128 [0.092]	暫定豊水	県知事	R2.3.25	R3.3.31	表流水	取水門	代替水源措置
413 [412]	0.00478 [0.00477]	安定	県知事	H26.3.31	R6.3.31	表流水	取水門	
1,000 [0]	0.0053 [0]	安定	県知事	H31.3.29	R11.3.31	弘川ダム放流	集水埋渠	東日本大震災復旧事業実施のため取水施設未建設